

遺族厚生年金

問い合わせ先：ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165*050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165

厚生年金の被保険者または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(配偶者、子、父母、孫または祖父母)に支給されます。

遺族基礎年金

問い合わせ先：市民課 ☎048-736-1111/庄和総合支所 市民窓口担当 ☎048-746-1111/ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165*050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165

国民年金の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)がある方または受給権者(老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること)等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族(子のある妻、子のある夫または子)に支給されます。

(※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある子です。)

遺児手当

問い合わせ先：こども支援課 ☎048-736-1135/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

義務教育修了前の児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して遺児手当を支給します。認定を受けた翌月分から支給の対象となります。

(支給期間は認定の翌月から義務教育修了までで、申請が必要です。)

- 対象：父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育している市内に住所を有する方(所得制限あり)
(※保護者が父または母の場合は、現に配偶者を有していない方)
- 手当の額：遺児1人につき月額3,000円を年2回(9月、3月)支給

交通遺児援護金

問い合わせ先：こども支援課 ☎048-736-1135/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

交通遺児の保護者に対して、交通遺児援護金を支給します。(※申請が必要です。)

- 対象：交通事故により、父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育している市内に住所を有する方(所得制限なし)
- 手当の額：遺児1人につき1回16,000円を年2回(9月、3月)支給